

＜鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画の進行管理及び評価業務委託事業＞

鈴鹿市の子ども・子育て支援に関する調査実績報告書



2020年3月

特定非営利活動法人 21世紀の子育てを考える会. 鈴鹿

<目 次>

I. 目的	1
II. 実施概要	
1. 研修会「途切れのない子ども・子育て支援」	3
2. 平成30年度（2018年度）実施事業の行政評価に関する調査	3
3. 意見交換会	4
III. 実施報告	
1. 研修会「途切れのない子ども・子育て支援」の報告	5
2. 平成30年度（2018年度）実施事業の行政評価に関する調査の結果	7
3. 意見交換会の結果	15
IV. まとめ	21
V. 施策の方向性	23
VI. 検証	25
VII. 次期計画に向けて	27
VIII. 資料	28

I. 目的

- ① 「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」
- ② 「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」
- ③ 「地域の子ども・子育て支援の充実」の実現に向けて

鈴鹿市においては「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」が平成27年度から5か年計画でスタートした。この事業計画は、子どもや子育て家庭等を対象に社会全体で子どもたちや子育て家庭をどのように育ていくのかという社会全体の方向性を定めたものであり、平成17年から平成27年までの次世代育成支援行動計画（前期・後期）の取り組み結果について評価し、検証した上で策定されたものである。

特定非営利活動法人21世紀の子育てを考える会。鈴鹿は、この新たに策定された事業計画が市民のニーズに合致しているか等、市民の立場から進捗状況を評価するための事業を受託し、令和元年度の事業計画について、調査報告をまとめ、施策の方向性を示した。

今年度は、最終段階として、子育て支援者を対象に、「途切れない子ども・子育て支援」についての研修会を開催するとともに、平成30年度（2018年度）の事務事業の行政評価結果を調査した。また、これらの結果及び、次期計画の方向性（最終提言）について意見交換会を開催した。

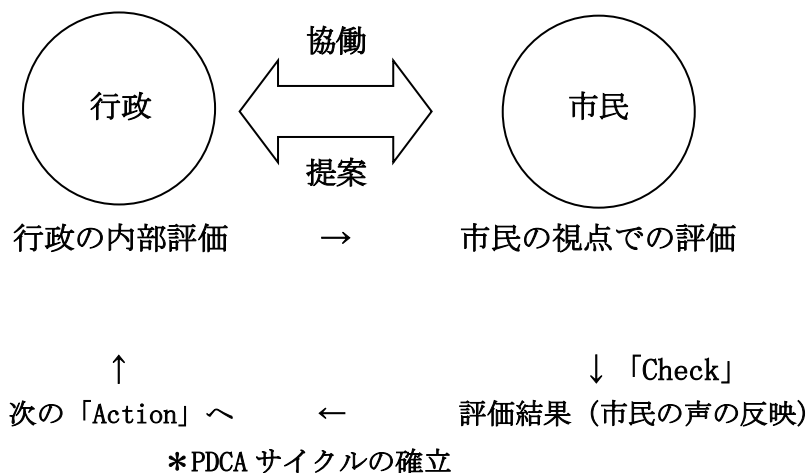
鈴鹿市の子ども・子育て支援事業計画について、改善等の必要性が認められればその方向性を示すことにより、本計画の進行管理及び鈴鹿市の子育て支援事業に寄与することを目的とした。

<鈴鹿市のビジョン>

※平成28年よりスタートした「鈴鹿市総合計画2023」のビジョン

「みんなで創り 育み 成長し みんなに愛され選ばれるまち すずか」

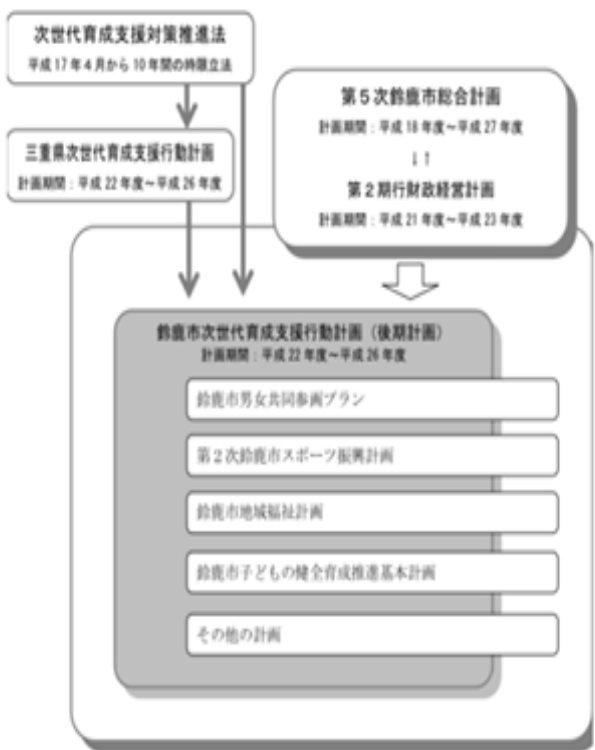
イメージ



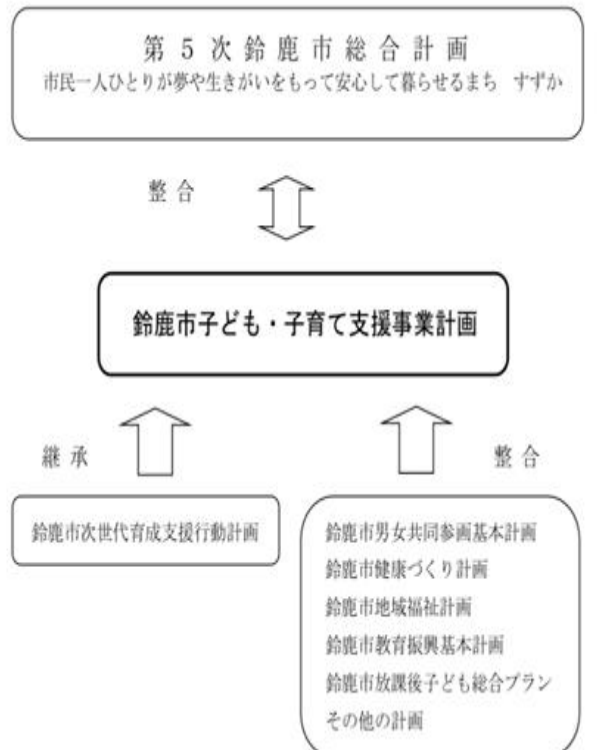
<検証> 「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画の進行管理及び評価業務委託事業」に関して

特定非営利活動法人 21世紀の子育てを考える会。鈴鹿では、平成22年度より「次世代育成支援行動計画（後期計画）進行管理及び評価業務委託事業」、さらに、平成27年度より「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画進行管理及び評価業務委託事業」を受託し、鈴鹿市における次世代育成、子ども・子育てに関する調査研究事業を10年間に亘り実施してきた。最終年度となる今年度は本委託事業が市民にとって有益であったのか、次期計画にどのように反映されていくか等、委託事業についての検証も併せて行う。

・鈴鹿市次世代育成行動（後期計画）(H22.4～)



・鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画 (H27.4～)



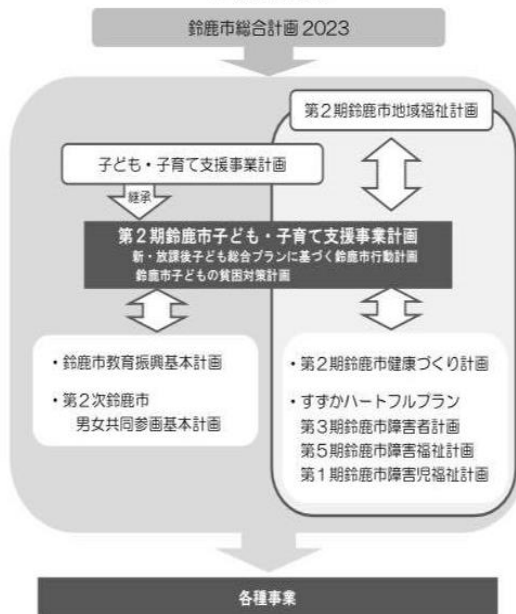
・鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画 (R2.4～)

「子ども・子育て支援法」に基づき、本計画の期間は2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

■ 計画期間

平成27	平成28	平成29	平成30	平成31 (令和元)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画									
					第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画				

■ 他計画との連携



II. 実施概要

1. 研修会「途切れない子ども・子育て支援」

- 実施日 : 令和元年6月2日(日) 13時30分～16時
- 場所 : 鈴鹿市男女共同参画センター(愛称:ジェフリーすずか)
- 講師 : 小栗正幸氏(元宮川医療少年院長)
- 対象者 : 子育て支援者、教職員、保護者等
- 参加者数 : 50名(支援者15名・教職員9名・保護者7名・行政職員4名・議員8名・他7名)

2. 平成30年度(2018年度)行政評価に関する調査

○調査項目

- ① つどいの広場事業費(051101)
- ② 子育て支援センター管理運営事業(051103)
- ③ 子育て支援事業/子育て支援総合コーディネート(051104)
- ④ 教育相談事業(051308)
- ⑤ 集団適応健診事業(051313)
- ⑥ 特別支援教育推進事業(051315)
- ⑦ 発達障がい児総合支援事業(051326)
- ⑧ 幼稚園学びサポート環境づくり事業費(052109)
- ⑨ 私立保育所補助事業費/一時預かり事業補助(052115)
- ⑩ 子どものための教育・保育給付事業(私立保育所等)(052125)
- ⑪ 幼稚園型一時預かり事業(052128)
- ⑫ 放課後児童対策事業(052201)
- ⑬ 中学校教育情報化推進事業(061101)
- ⑭ 小学校教育情報化推進事業(061102)
- ⑮ 外国人児童生徒サポート事業費/就学支援事業(061209)
- ⑯ いじめ防止対策推進事業(061503)
- ⑰ 不登校対策推進事業費/政策的経費分(061504)
- ⑱ 不登校対策推進事業(061505)
- ⑲ 中学校学びサポート環境づくり事業費(062230)
- ⑳ 小学校学びサポート環境づくり事業(062232)
- ㉑ 学力向上支援事業(062237)
- ㉒ 障害児通所支援事業費(101113)
- ㉓ 療育センター/管理運営委託料(101127)
- ㉔ 第二療育センター施設整備事業(101130)

3. 意見交換会

【1回目】テーマ「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」

- 日時：令和元年8月25日(日)13時30分～15時
- 場所：鈴鹿市男女共同参画センター（愛称：ジェフリーすずか）
- 参加者：17名（市民3名・議員6名・行政1名・NPO7名）

【2回目】テーマ「途切れのない子ども・子育て支援」

- 日時：令和2年2月9日(日)13時30分～16時
- 場所：鈴鹿市男女共同参画センター（愛称：ジェフリーすずか）
- ゲスト：コーディネーター 松井真理子氏（四日市大学副学長・教授）
 ゲストスピーカー 藤浪清司氏（鈴鹿市議会地域福祉委員会委員長）
 〃 山路哲也氏（鈴鹿市子ども政策部子ども政策課）
- 参加者：38名（市民11名・議員12名・行政4名・NPO10名・学識1名）

子育て中の市民の皆さま
子育て支援団体の皆さま
鈴鹿市市議会議員の皆さまへ

次世代育成支援(子ども・子育て支援)に関する意見交換会

平成27年度からスタートした「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」
平成28年度から新設された「鈴鹿市子ども政策部による途切れのない子ども・子育て支援とは」「鈴鹿市の子ども・子育て支援政策はどのように進んでいるのか」
鈴鹿市民みんなで一緒に考えましょう！！

私どもNPO法人21世紀の子育てを考える会（愛称：空飛ぶスイミー）では、平成27年度から5カ年計画でスタートした「鈴鹿市子ども政策部による途切れのない子ども・子育て支援事業」を受託し、鈴鹿市における子ども・子育て支援事業に関する調査研究事業を実施しています。
今回、これまでの調査研究事業の報告と、令和2年度からスタートする新たな5カ年計画を見据え、これからの鈴鹿市に必要な子ども・子育て支援政策についての意見交換会を開催します。ぜひご参加下さい。

とき：2019年8月25日(日) 13:30～15:00
ところ：ジェフリーすずか ホール
 （鈴鹿市男女共同参画センター）

**内容：1、調査研究事業の報告
2、意見交換会**

参加無料

*託児はありませんが、子どもさんと一緒に参加いただけます。
*参加希望の方は、メール、電話で連絡いただくか、もしくは、facebook「空飛ぶスイミー」イベントの参加予定をクリックください。

＜ご案内＞
8月25日(日)15:00～16:30 同会場のジェフリーすずかホールにて、鈴鹿市議会議員の皆様に対する「次世代育成に関するアンケート調査結果報告会」を開催します。

主催：お問い合わせ
特定非営利活動法人
21世紀の子育てを考える会 鈴鹿
愛称 空飛ぶスイミー

TEL 090-1415-3749
E-mail kosodate21suzuka@hotmail.com
Facebook「空飛ぶスイミー」で検索

*令和元年8月25日(日) チラシ

＜鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画進行管理及び評価業務委託事業＞

「途切れのない子ども・子育て支援」について、鈴鹿で考える ～「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」についての検証～

私どもNPO法人21世紀の子育てを考える会 鈴鹿では、平成22年度より「次世代育成支援行動計画（後期計画）進行管理及び評価業務委託事業」、さらに、平成27年度より「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画進行管理及び評価業務委託事業」を受託し、鈴鹿市における次世代育成、子ども・子育て支援に関する調査研究事業を10年間に亘り実施してきました。今回、10年間の調査報告及び意見交換会を開催します。ぜひご参加ください。

**とき 2020年2月9日(日)
13:30～16:00（開場13:00～）**

ところ ジェフリーすずか（鈴鹿市男女共同参画センター）ホール

内容
1. 調査研究事業の報告
NPO法人21世紀の子育てを考える会 鈴鹿 理事長 福本悦子
2. 意見交換会
コーディネーター：四日市大学副学長・教授 松井真理子氏
ゲストスピーカー：鈴鹿市議会地域福祉委員会委員長 藤浪清司氏
鈴鹿市子ども政策部子ども政策課 山路哲也氏

定員 50名
参加費 無料

*コーディネーター紹介：松井 真理子（まつい まりこ）氏
山口県防府市生まれ。京都大学法学部卒。専業主婦、自治体職員、NPO専業職員を経て、2001年から現職。自治体職員から（財）自治体国際化協会ロンドン事務所に出向したのを契機に調査研究を始め、今日に至る。人間の尊厳を基礎に置く市民の自発的な結社であるNPOに、現代社会を切り開く可能性を感じ、NPOの実践と研究の両面から取り組んでいる。NPO法人市民社会研究所、NPO法人みえNPOネットワークセンター、公益財団法人ささあいのまち創造基金の各代表を務めるほか、三重県多文化共生推進委員会委員長、四日市市人権施策懇話会会長、四日市市男女共同参画審議会委員長など公職多数。（四日市大学HPより）

～みんなで支える鈴鹿の子育て～

主催：NPO法人21世紀の子育てを考える会 鈴鹿（愛称：空飛ぶスイミー）
お申込先：TEL 090-1415-3749
メール kosodate21suzuka@hotmail.com
*Facebook「空飛ぶスイミー」で検索

*令和2年2月9日(日) チラシ

●事業スケジュール

- ・令和元年8月・・・意見交換会開催
- ・令和元年11月～12月・・・行政評価の確認、選定、チェック
- ・令和2年1月・・・行政評価に関するヒアリング
- ・令和2年2月・・・意見交換会開催
- ・令和2年3月・・・調査結果報告書提出

Ⅲ. 実施報告

1. 研修会「途切れのない子ども・子育て支援」の報告

今後の鈴鹿市における「途切れのない子ども・子育て支援」についての研修会を、子育て支援者、教職員及び保護者等を対象に行った。

- 実施日 : 令和元年6月2日(日) 13時30分～16時
- 場所 : 鈴鹿市男女共同参画センター(愛称:ジェフリーすずか)
- 講師 : 小栗正幸氏(元宮川医療少年院長)
- 対象者 : 子育て支援者、教職員、保護者等
- 参加者数 : 50名(支援者15名・教職員9名・保護者7名・行政職員4名・議員8名・他7名)

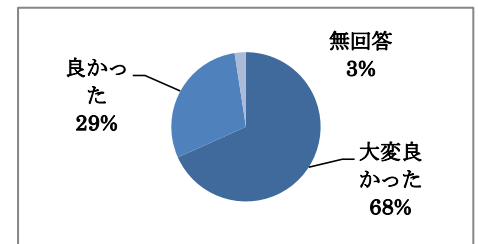
【講演内容】

・社会的成熟のための課題について

- ①仲良し課題 ②勝ち負け課題 ③こだわり課題 ④恋愛課題 ⑤就労課題

【アンケート結果 (n41)】

◆講演内容について: 大変良かった28名・良かった12名・無回答1名



◆この講演会に参加された感想

- ・自分の仕事にすぐ活かせる話でありがたかったです。
- ・本日はありがとうございました。私は教職課程を経て、放課後等デイサービスで勤務していますが、昨日までの支援の中で、使うべき言葉とそうでない言葉等を、良かれと思って使っていたと気付きました。明日から、色々、実践していきたいと思います。
- ・実践的な内容やアドバイスが多く、今後の現場や地域活動においても非常に参考になりました。
- ・学習障害の支援について、詳しいお話を聞くことが出来て大変勉強になりました。これからも、もっと考えていかななくてはと思いました。
- ・子どもの対応に行き詰まっていたのですが、気持ちがゆるんで、いろいろなやり方を考えられるようになった気がします。また、このような機会があると良いなと思います。
- ・小栗先生、前回に続いて今回も楽しく分かりやすくお話くださり、ありがとうございました。子どもに対して、改めて、こだわりにこだわりすぎない(こだわらない)ように対応したいと思いました。支援に対しても(ほんとうかな?)と気持ちを持ちながら考えながら過ごしたいと思いました。
- ・日常の仕事に役立てられそうなお話ばかりで大変良かったです。小栗先生のご著書はすべて購入し、仕事を頑張ります!
- ・日々の子どもたちとのやりとりを浮かべながら聴かせていただきました。
- ・子どもの理解について深く考える機会になりました。あまり気張りすぎないという所が重要なように思います。受け止める中で意図的に何を返すか、もう一度考えてみたいと思います。
- ・ユーモアたっぷりにお話いただき目からウロコの対応、支援の必要な方々の思い、初めてのお話で勉強になりました。知らない言葉たくさんありました。これからももっと勉強したいと思います。
- ・支援の難しさが理解できた。技術がいる。

- ・担任している児童への支援のやり方のヒントを両手に抱えてもあふれるぐらいいただきました。珠玉の言葉がたくさんでした。ありがとうございました。
- ・子どもへの対応やかける言葉がどうしても感情的になってしまいがちでしたが、少し冷静になって今日教えていただいた言葉や対応をしていきたいと思います。
- ・どのテーマもどの内容も「なるほど」と気付くことばかりですが、知るは易し行は難しの内容だと思います。トライ&エラーで繰り返していくことが必要だと痛感した次第です。「本当かな？」と思うこと、この大切さを教えてもらいました。
- ・大変貴重な話を聞かせていただき参加させていただき大変満足しております。情緒的密度について考えさせていただき、自分の行動を振り返ることができました。
- ・大勢の子どもたちと接してきた経験からのお話でしたので、勉強になりました。「本当かな？」と常に考えることは大切だとは思っていても日常の中で実践できるのかが難しいですね。定期的な勉強会を開いてほしいです。沢山学びましたが、分かったような気になっていて、全部難しいですね。
- ・今日は素晴らしいお話をありがとうございました。私が今日一番心に残った内容は、支援者にとって必要な事は、心のどこかに、今、起きている子どもの行動について、「本当かな？」と考えること、想うことが、大事だと言われたことです。
- ・私が良いのかな？とっていたことが大丈夫だったので、お話を聞いて少し気持ちが楽になりました。
- ・内容がとても濃く、本当に役に立つことが盛りだくさんでした。一つ一つの事例にもっと時間をかけて、ゆっくりと理解したいと思いました。本当にすべての事が明日にでも活用できそうなお話でした。
- ・アメリカ型の生活様式は現在のような問題点を抱えることになり、結局は対処療法に追われて悪循環も陥っているのではないかと。欧州型の方が、その拠点も研究もされており、部分的にも導入できないかと考えるが、政治的な部分があって無理ですかね。30年と言えば、一世代変わることを意識して、その時リーダーシップを発揮する人が良い方向に率いてくれることを祈るだけです。
- ・私は企業の保健師です。普段は成人を対象に仕事をしていますが、高卒で入社してくる従業員もいれば、家族の事で悩んでいる従業員もいるため、参考に参加させていただきました。自分自身も就学時期の子どもがいるので、色々な意味で大変勉強になりました！今は嫌なことがあるとすぐに辞めてしまう人や、適応障害の人も増えているので、今日、学んだことがなるほどと結びつくこともありました。
- ・日頃の精神の方への対応も考えさせられました。
- ・私たちは非行少年の更生を行っていますので、大変参考になりました。
- ・今日は本当に参加してよかったです。発達障害を持つ子の親です。色々なケースの話を知りたいです。
- ・非常によい講演でしたが、現在の諸課題である中高年の引きこもりや元受刑者の話も拝聴したかったです。



小栗正幸氏による研修会「人生という名の旅～大人になるための支援 vol 2～」

2. 平成30年度（2018年度）実施事業の行政評価に関する調査の結果

今年度も、関係各課で担当された事務事業の推進結果の実績が、平成30年度（2018年度）の行政評価結果として「実行計画マネジメントシート」に記載され公表された。

そこで、子ども・子育て支援事業に関わり7課で実施された事務事業24件について、実施状況等の聴き取り調査を行い、従来と同様に市民目線での評価を行った。

No.	実行計画No.	事業名	所管課	実施状況	評価結果／課題
1	051101	つどいの広場事業費	子ども政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・つどいの広場は、昨年同様市内8箇所で開催され、乳幼児を持つ親子に利用された。 ・ハッピーの広場では利用者のカウント方法を変更したことにより、利用者数が倍増したように記載されているが、実際の利用者数は前年並みとのこと。 ・この事業の必要経費には、国から1/3、県から1/3の交付金があり、市からの支出は一般財源より約1.6千万円であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・つどいの広場の設置場所を記載したパンフレットが発行されており、利用者には分かりやすくなっている。 ・ハッピーの広場の利用者数のカウント方法を変更したことや、改善欄にこの事業とは直接に関係していないことが記載されていることについて、次年度からは改善していただくよう要望した。
2	051103	子育て支援センター管理運営事業	子ども政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターりんりの利用者は年々減少傾向にあり、2018年度は見込値の約70%であった。 ・りんりの主催事業を増やして予約制にし、その事業が終了後は館内から出るようにしたことによって利用者数の減少につながった。 ⇒2019年度からは、事業終了後も引き続き館内に居てもよいように改善された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は、サービス向上のため、出産前からりんりの存在や利用方法を知ってもらえるように妊娠時期からの利用機会を設けたり、事業内容に乳児向けのものを多く取り入れたり工夫しているとのこと。
3	051104	子育て支援事業／子育て支援総合コーディネーター事業	子ども政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業では、子育て中の保護者に必要とされる多くの情報の発信を行っている。 ・子育て情報をまとめた「鈴鹿市子育て応援ブックすずっこナビ」は改訂版を発行された。記載内容は、大変分かりやすくなり、好評である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上のすずっこナビは、掲載方法を改善されたことにより使い勝手が良くなった。 ・これから子育てをしようとする人や、子育て中の保護者に多くの情報発信をしており、大変有効に機能している。

No.	実行計画No.	事業名	所管課	実施状況	評価結果／課題
4	051308	教育相談事業	子ども家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談として対応された件数は、'16年(1983件)、'17年(2473件)、'18年(2957件)と大幅に増加している。 ・相談内容別では、発達障がいと不登校に関するものが多く、特に5歳児健診後に発達に関する相談が大幅に増加した。 ・相談内容への対応策については、皇學館大学の渡辺先生の助言を得て実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5歳児健診を継続することにより、今後も相談件数も増える見込まれる。 ・相談件数が大幅に増加していることに対して、担当している職員の増加が追い付かず、担当職員には負担がかかっているようである。 ・この事業に国・県からの補助金が出ていないことについては要望書を提出したとのこと。
5	051313	集団適応健診事業	子ども家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・満5歳児全員(約1,700人)を対象に5歳児健診(集団適応健診)が実施され、約1割(170人)の子どもが丁寧に対応していく必要があると判定された。 ・外国籍の子どもを含め在宅保育されている子どもについては、96人中30人が保健センター等で受診した。 ・未受診者には外国籍の子どもが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・丁寧に対応していく必要があると判定された子どもの保護者には、面談して報告され、必要に応じてすずかっこ支援ファイルが紹介された。 ・2019年度より国からの支出金科目を変更し、県からも支出金を得るように予算立てが変更された。 ・市としては、新たな取り組みが始まったことになり、今後の成り行きを注視していく必要がある。
6	051315	特別支援教育推進事業	子ども家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長段階で特別な支援を必要とする子どもには、すずかっこ支援ファイルを活用して支援している。 ・また、学校では教員の中から特別支援コーディネーターを指名して対応されている。 ・2018年度でファイルを持っている子どもは小学生1181人、中学生376人であった。 ・中学校卒業後は、高等学校へ情報を引き継いでいるとのこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・満5歳児全員の5歳児健診(集団適応健診)を始めたことにより、すずかっこ支援ファイルを持つ子どもが多くなる傾向にある。 ・すずかっこ支援ファイルを有効に活用して、途切れのない支援が成人になるまで続くことが期待される。

No.	実行計画No.	事業名	所管課	実施状況	評価結果／課題
7	051326	発達障がい児総合支援事業	子ども家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> この事業では、発達に課題のある子どもを支援するために、支援員により保護者との相談、保育所、幼稚園、小中学校への巡回訪問等が行われている。 相談児童数は、2016年度(498人)、2017年度(708人)、2018年度(965人)と大幅に増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記事業とも関係するが、満5歳児全員の5歳児健診(集団適応健診)を始めたことにより、保護者からの相談が大幅に増加している。 この事業は、臨床心理士を含め担当職員は業務推進上のスキルを求められており、市として、もう少し体制強化することも必要と感じた。
8	052109	幼稚園学びサポート環境づくり事業費	子ども育成課	<ul style="list-style-type: none"> 公立幼稚園で障がいのある子どもを支援する事業であり、2018年度は88人の子どもが在籍しており、24人の支援員が9園に配置された。 配置された支援員は、保育士の手助けをするだけであり、配置するに当たって資格を求めず、研修も行わずOJTのみとしているとのこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年度の最終予算は、支援員18人で計画されたが、実際には24人配置された。このことにより、決算額は、計画に対して約4百万円増になったが、不足分は別途予算から流用したとのこと。 マネジメントシートの活動指標は、理解しにくい設定であった。次期計画から修正すること。
9	052115	私立保育所補助事業費／一時預かり事業補助	子ども育成課	<ul style="list-style-type: none"> 2018年度に一時預かり保育の事業を行ったところは10箇所、対象者は164人であった。 事業を実施した保育所は、前年より2箇所減となり利用できた子どもも前年より110人減となった。 	<ul style="list-style-type: none"> この事業を行うには、担当の保育士と可能なら専用の部屋が必要である。 現状では、保育士不足や事務手続き上で面倒なことから、新たに取り組んでもらえる所は見当たらない。2019年度も10箇所になる計画となっている。
10	052125	子どものための教育・保育給付事業(私立保育所等)	子ども育成課	<ul style="list-style-type: none"> この事業は、私立保育所の運営補助費を給付する事業で、2018年度の決算額は、39.2億円であった。 この内、国からの補助金は1/3で13.8億円、県からの補助金は6.4億円で、市の一般財源からの支出は10.3億円であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 各保育所での運営上の課題は特にないようである。 保育所を利用した子どもの人数は前年までと大差ないのに決算額は予算額より2.28億円多く支給された。そのことに対してシート上では何のコメントも記載されていない。 ⇒予算額と決算額の差額の大きなものについては、もう少し認識を高めていただきたい。

No.	実行計画No.	事業名	所管課	実施状況	評価結果／課題
11	052128	幼稚園型一時預かり事業	子ども育成課	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業は、認定子ども園で一時預かりをする園に対して経費を補助する事業で、2018年度は認定子ども園3園中1園だけが対象となった。 ・他の2園中1園は実施されたようであるが、補助金の申請はなかったとのこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度の決算額を見ると、一般財源はマイナスになっている。 ・昨年も同様にマイナスの額が記載されていたので指摘したが、今回も特にコメントを記載することなく改善されなかった。 ⇒マネジメントシートの公表前に精査されることが望まれる。
12	052201	放課後児童対策事業	子ども政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブは、2018年度で2箇所増え、計44箇所で開催された。 ・児童クラブは、市内全域で開催されており、保護者にとっては大変ありがたい事業になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブは市内全域で開催されているが、若干名入れない子どもが居るとのこと。 ・2019年度に河曲地区で1箇所増設することが予定されている。
13	061101	中学校教育情報化推進事業	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての中学校へ2015年度から電子黒板1台とコンピュータ教室にノートパソコンが5年契約のリースで配置されてきた。 ・電子黒板に用いるソフトは、教育委員会からは特に配布せず、各学校にまかせてきたとのこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配置された機材は、2019年度でリース契約が切れるので、全面的に更新することになった。 ・普通教室は、全て今年度中にプロジェクター設置の工事が行われる等ICTの環境が整備される。 ・今後、学力向上に大変期待される。
14	061102	小学校教育情報化推進事業	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校と同様、2015年度に全ての小学校へ電子黒板1台とパソコン教室にタブレット20台が5年契約のリースで配置された。 ・中学校と同様、電子黒板は1台のため校舎内での移動に手間がかかったり、タブレットの場合クラスによっては複数の児童で使用しなければならない制約があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校と同様に、最初に配置された機材は2019年度でリース契約が切れるので、全面的に更新されることになった。 ・普通教室は、全て今年度中にプロジェクター設置の工事が行われる等ICTの環境が整備される。 ・今後、学力向上に大変期待される。

No.	実行計画No.	事業名	所管課	実施状況	評価結果／課題
15	061209	外国人児童生徒サポート事業費／就学支援事業	教育支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業は、外国人の子どもで学校へ行っていない子、来日間もなく日本語指導が必要な子どもに対して支援している。 ・外国人の子の居住状況は年4回調査されており、2018年度は670人いた。この内52人に対して就学支援教室で支援された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来日間もない子どもには、2～3ヶ月間集中指導しているとのこと。 ・就学支援教室は、市役所西館にあり、教室まで通うことができる子どもでないと利用できない。 ・就学支援教室のことはホームページ上に反映されていない。早急に対応が必要である。
16	061503	いじめ防止対策推進事業	教育支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿市いじめ防止基本方針は改訂することになっているが、2020年に改訂制定される鈴鹿市教育振興基本計画を受けて対応することのこと。 ・いじめの未然防止のため、啓発資料として中1生に作成したクリアファイルが配布され、2019年度では啓発用のノボリ旗を作成して各校へ2枚ずつ配布された。 ・市内でのいじめの状況は校長会、生徒指導担当者会で報告して共有したとのこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止について、分かりやすく書かれたクリアファイルの配布やよく目立つノボリ旗が作られ啓発活動に努力されている。 ・いじめの発生状況は不明であったが、表面に出たものは無く、安定していると思われる。
17	061504	不登校対策推進事業費／政策的経費分	教育支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業は、中学校の不登校生に対して支援する事業であり、2018年度では中学校3校に不登校対策員（教員経験者）を派遣された。 ・欠席が長期化している生徒には家庭訪問が行われた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校生の実数確認までは行わなかったが、不登校生の出現率は減少傾向にあるとのことであった。

No.	実行計画No.	事業名	所管課	実施状況	評価結果／課題
18	061505	不登校対策推進事業	教育支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業では、小学校の不登校生を支援するため、小学校にスクールライフサポーターを20人派遣された。前年度より5人増員。 ・また、学識経験者による研修会を開催すると共に適応指導教室も運営された。 ・適応指導教室は2箇所があり、2箇所とも現職の教員が指導している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校における不登校生は、次のようになっていて近年は減少していることが分かった。'16年(79人)、'17年(68人)、'18年(56人) ・登校後に別室で過ごす子どものため、子供の思いを尊重した部屋の雰囲気造りに努めているとのこと。 ・この事業には国・県からの支出金が得られていない。国・県からの補助金があってもよいのではと思われた。
19	062230	中学校学びサポート環境づくり事業費	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業は、障がいを持った生徒が中学校に登校した後、授業を受ける時に必要とされる介助員、非常勤講師、臨時看護師を派遣する事業である。 ・2018年度に派遣された人は、介助員17人、非常勤講師等21人、看護師1人の計39人であった。 ・これらの人は、臨時職員でもなく、採用通知書が発行されて業務についている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これらの事業により、障がいを持ち支援を受けている子どもは学校生活が楽しくなっていると思われる。 ・また、教員も負担が軽減されていると思われる。 ・これらの事業で採用された人たちの賃金は、最低賃金近くに設定されている。これで良いのかなと疑問に感じた。 ・これらの事業に国からの補助金のごく僅かで、県からは出ていない。障がい児を対象にした障がい福祉課事業(101113)と比較すると大きな差があり、この点も疑問に感じた。
20	062232	小学校学びサポート環境づくり事業	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業は、上記と同様小学校において障がいを持った児童が授業を受ける時に必要とされる介助員、非常勤講師、看護師を派遣する事業である。 ・2018年度に派遣された人は、介助員58人、非常勤講師、69人、看護師2人の計129人であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これらの事業により、障がいを持ち支援を受けている子どもは学校生活が楽しくなっていると思われる。 ・また、教員も負担が軽減されていると思われる。 ・これらの事業で採用された人たちの賃金は、最低賃金近くに設定されている。これで良いのかなと疑問に感じた。 ・これらの事業に国からの補助金のごく僅かで、県からは出ていない。障がい児を対象にした障がい福祉課事業(101113)と比較すると大きな差があり、この点も疑問に感じた。

No.	実行計画No.	事業名	所管課	実施状況	評価結果／課題
21	062237	学力向上支援事業	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業では、若年教員の資質向上とICT活用を目指して4人の学力向上支援員を小学校に派遣している。 ・また、教員のライフステージに応じた研修講座を開催して実力アップに努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業は計画通りに進められ、特に課題はないようである。 ・今後、ICTを活用してデジタル教科書が採用されることでもあり、ICTを使用した教育の進め方等の指導が重要と思われる。
22	101113	障害児通所支援事業費	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業では、障がいを持った子どもの保護者に未就学児の場合発達支援施設を、就学児には放課後デイサービス施設を紹介し、利用した施設に経費を支給している。 ・放課後等デイサービスを行う施設は少しずつ増加し、現在は市内で27箇所になっている。 ・2018年度の利用登録者は686人で、前年より99人増加した。前々年より206人増加したことになる。 ・2018年度の決算額は、6.95億円で前年より1.25億円多く支出したとのこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を持った子どもの保護者には有難い制度である。 ・放課後等デイサービスを行っている施設の設置場所は、市内中心部に集まっている傾向がある。 ・この事業は、国からの補助金が1/2で、県から1/4出ており、市の負担額は1/4になっているが、2018年度では一般財源から1.97億円も支出された。 ・障害を持った子どもが生まれにくくなる施策の検討も必要と思われる。
23	101127	療育センター／管理運営委託料	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業では、療育センターを指定管理者である社協に運営委託されている。 ・実行計画マネジメントシートを見ると、事業説明欄は毎年指定管理料のことのみ記載されており事業内容の説明になっていない。 ・実施結果欄を見ると、利用人数は見込の約2倍であったとのこと。利用者が多人数になったことに対してどのように対応されたかコメントが記載されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年も指摘したが、次のことを明確にされるよう改善が望まれる。 ① 療育センターの利用者が目標に対して約2倍にもなっているのに改善欄に具体的な対応策が記載されていない。 ② このセンターは「児童発達支援センター」の機能を持っていることを明確にされていない。 ③ このセンターには上記②の機能があることを市民に周知されていない。

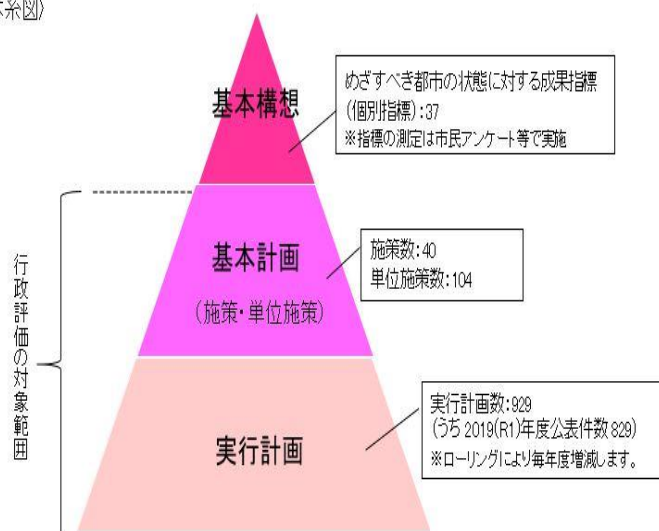
No.	実行計画No.	事業名	所管課	実施状況	評価結果／課題
24	101130	第二療育センター施設整備事業	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・旧牧田幼稚園を改修して第二療育センターを開設するため、2018年度では外装等の改修工事が一部行われた。 ・改修工事の工事内容、予算見積もり、進捗管理等は住宅政策課が担当されたとのこと。 ・改修工事は2019年10月に完了したが、幾つかの課題が残った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完了後幾つかの課題のうち一部は改善されたとのことであるが、その他の課題への対応は指定管理者の社協で行うことになっているとのこと。 ⇒指定管理者に問題ない施設を提供する責任は、障がい福祉課にあると思われるので、この方針には疑問を感じた。 ・完成した第二療育センターの管理運営は、既存の実行計画（No.101127）で行う予定とのこと。 これに対して、異なる施設の運営管理を1つの事務事業で管理していく方針にも疑問を感じた。

(ヒアリング実施日)

- ①令和2年1月23日(木) 午前10時30分～11時40分・・・子ども育成課
- ②令和2年1月24日(金) 午前9時～10時・・・・・・・・障がい福祉課
- ③令和2年1月24日(金) 午前10時30分～11時50分・・・子ども政策課
- ④令和2年1月24日(金) 午後1時30分～2時40分・・・教育指導課
- ⑤令和2年1月27日(月) 午前10時30分～12時・・・・子ども家庭支援課
- ⑥令和2年1月28日(火) 午前9時～10時10分・・・・学校教育課
- ⑦令和2年1月28日(火) 午前10時20分～11時30分・・・教育支援課

鈴鹿市総合計画 2023 評価 (検証)

〈体系図〉



- ・『市民に分かりやすい行政』に繋げる手段
- ・「鈴鹿市総合計画 2023」や「鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進のための進捗管理
- ・総合計画、行財政改革、財政、人事等のマネジメントツールと連携し、一体的に取り組むを行うトータルマネジメントシステムの一部としての実施

※参照「鈴鹿市 HP 行政評価」

☞実行計画マネジメントシート

3. 意見交換会の結果

(1) 令和元年8月25日(日)

平成30年度の調査実績報告書に基づいて意見交換会を実施した。意見交換会の冒頭で昨年度の調査結果(平成29年度行政評価について)の報告と当団体のこれまでの取り組みを説明し、意見交換を実施した。

【意見交換会での報告内容】

1. 調査事業の報告

①これまでの調査結果と取り組みについて

2. 意見交換会「鈴鹿市に必要な子ども・子育て支援」 *これまでの政策提言 → 問題提起

①途切れのない子育て支援

➡第二療育センターと併せて療育センターの機能の見直し(例:児童発達支援センターとしての役割等)

➡教職員および子育て支援者向けの研修会を開催

➡特別支援教育支援員(学習支援員)の充実

②子どもの権利条例の制定

【意見交換会の中で出された主な意見】

(第二療育センターについて)

- ・10月から開所予定の第二療育センターの名称は、「児童発達支援センター」とならないのか。
- ・委託について、しっかりと財源確保はできているのか。
- ・職員の質、人材教育等、質の高い支援を提供していかなければならない。

(特別支援学校について)

- ・転入生が多く、教育現場は大変と聞いている。また、入学するのも難しくなっているらしい。
- ・現場の人材不足は否めない。しっかりと予算をつけて、人材を確保していくことが大切である。

(子どもアドボケイトについて)

- ・三重県知事が虐待減少に効果があるとして「子どもアドボケイト」を試験導入しているがどうなのか。
- ・「子どもアドボケイト」は、独立した第三者機関が行うことが大前提である。「子どもアドボケイト」は、いかなる場合も、子どもの立場で子どもの声を聴く人(=マイクの役割)であること。児童相談所が「子どもアドボケイト」の研修をするのは良いが、「子どもアドボケイト」にはなれない。
- ・鈴鹿児童相談所が開設されたが、児童虐待は減少していない。行政と警察の連携も更に必要である。

(不登校について)

- ・不登校児が増加する中、平成29年2月から「教育機会確保法」が施行されている。夜間中学を含め学校以外の多様な学びの場が三重県をはじめ鈴鹿市にも必要ではないか。
- ・不登校になった当事者である子どもたちの声を聴いていない。不登校になった原因がわからなければ対策を立てることは難しいのではないか。

(鈴鹿市における「子どもの権利条例」について)

- ・ 2019年は、国連が「子どもの権利条約」を採択して30周年となる。鈴鹿市には「鈴鹿市まちづくり基本条例」第6条に子どもの権利が明記されているが、「子どもの権利条例」も必要ではないか。
- ・ まず私たち市民が「子どもの権利」について研修することが必要ではないか。
- ・ 子どもの支援をしているが、子どもたちがかわいそう。子どもたちの気持ちを思いやる大人が少ない。

(鈴鹿市地域づくり協議会について)

- ・ 地域づくり協議会は、同じ地域に住む人たちが、子育てや福祉、防災等さまざまな課題に取り組んでいる。地域づくり協議会と連携して、子どもの問題に取り組んでいけないか。

(政策提言（施策の方向性）について)

- ・ 平成27年から鈴鹿市に政策提言（施策の方向性）をしているが、なかなか実現できていないのはなぜか。
- ・ 財源の問題が大きい。しかし、当団体が15年前から提言してきた病後児保育、一時預かり保育は、2020年4月に開所予定の西条保育所にて実施される。当団体のスタッフの子どもたちは中高生になり間に合わず、時間はかかったが、少しずつ実現できている。とはいえ、当団体の政策提言「途切れのない子ども・子育て支援」の実現はまだ達成していない。
- ・ 鈴鹿市としては、さまざまな事業を実施しているが、財源不足、人材不足で新しい事業が実施できない。

(市民との協働について)

- ・ 鈴鹿市総合計画2023においても「市民力・行政力の向上」を掲げている。
- ・ 財源がない、人材不足というならば、市民と一緒にできないのか。



(2) 令和2年2月9日(日)

平成30年度行政評価及びこれまでの調査結果の報告と当団体の取り組みを説明し、意見交換を実施した。コーディネーターとして四日市大学副学長・教授 松井真理子氏、ゲストスピーカーとして鈴鹿市議会地域福祉委員会委員長 藤浪清司氏、鈴鹿市子ども政策部子ども政策課 山路哲也氏に参加いただいた。

【意見交換会での報告内容】

1. 調査報告：(特) 21世紀の子育てを考える会 鈴鹿より

- ・「途切れのない子ども・子育て支援の実現」*別途資料有
次世代育成支援：0歳～18歳までの子ども・子育て支援とは
- ・「鈴鹿市総合計画2023」成果指標の実績値測定結果(※鈴鹿総合計画2023より)
◆子育てについて相談できる場所や機会を知っている市民の割合
2018年度・・・知っている割合 44.5% → 2023年度目標値・・・75.0%

- ・最終提言：鈴鹿市にも「子どもの権利条例」が必要

2. コーディネーター：四日市大学副学長・教授 松井真理子氏より

- ・市民活動は、自分たちの課題、地域の課題等について解決していこうとする主体的な取り組みであるが、政策提言型のNPOは珍しく、このような委託事業は行政と市民の協働として有意義な取り組みである。
- ・当事者の声(子どもたちの声)を聴くことの重要性。私たちのNPO(特定非営利活動法人市民社会研究所)では、若者の就労支援を展開しているが、途切れのない子ども・子育て支援の究極の支援は「就労支援」であるという報告を聞いて、自分自身の活動についても考えさせられた。
- ・本日は、ゲストスピーカーを2名お迎えしているので、お二人からコメントをいただき、その後、皆様と意見交換をしていきたい。

3. ゲストスピーカー：鈴鹿市議会地域福祉委員会委員長 藤浪清司氏より

- ・鈴鹿市議会には5つの委員会があり、地域福祉委員会では「子どもの権利」について調査研究を行ってきた。尼崎市を視察したが、全市民参加型で「尼崎市子どもの育ち支援条例」を制定している。
- ・2/5号の鈴鹿市議会だよりに掲載されたが、「子どもの権利」について、条例の制定を念頭に全庁的に課題を整理すること。条例制定の検討に当たっては、庁内組織をはじめ、民間、市民等から広く意見聴取を行うことを、地域福祉委員会からの提言として市長へ手渡した。今回の調査報告と一致することも多々ある。
- ・子どもに関する課題と、「SDG's」とを関連させて考えている。

4. ゲストスピーカー：鈴鹿市子ども政策部子ども政策課 山路哲也氏より

- ・平成27年から5カ年計画で実施してきた「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」では、さまざまな事業を実施してきたが、新たな計画として取り組んできたものもある。

(例えば)

- ・5歳児健診：発達に関する検査、相談。フォロー体制として「すずっ子スクエア」にてSSTの実施等。
- ・ひとり親支援：貧困対策として、保護者の就労支援、子どもたちへの学習支援「まなびーの」等。
- ・西条保育所の開所(2020.4～)：一時預かり保育、病後児保育の実施等。
- ・「第二期鈴鹿子ども・子育て支援事業計画」では、「子どもの権利」を明記している。

【意見交換会の中で出された主な意見】

(子どもの権利条例について)

- ・「子どもの権利条例」について、鈴鹿市でも人権の観点から必要だと考える。
- ・鈴鹿市議会地域福祉委員会からの市長提言「子どもの権利条例の制定を念頭に」が、2/5号鈴鹿市議会だよりに掲載されていたことが、市民としてとても嬉しかった。
- ・1/27付け中日新聞に、亀山市議会でも子どもの権利条例制定の動きがあると報道されていた。
- ・鈴鹿市議会では、地域福祉委員会として「子どもの権利条例の制定」を提言した。市議会の中の有志では勉強会等を開催している。市としての動きが遅い場合は、市議会として再検討が必要となる。
- ・鈴鹿市としては、2020年4月からスタートする「第二期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」に、国連で定められた「児童に権利に関する条約（子どもの権利条約）」に掲げる四つの権利（生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利）を明記している。
- ・泉南市では、子どもの権利条例を制定する際に、なぜ必要なのかという意見もあったが、市民が必要だと声を上げた。市民の動きが必要ではないか。
- ・鈴鹿市の総合計画2023では、市民力の向上、協働の推進を明記している。次期計画（案）にも子どもの権利が記載されていて、市民側からも「子どもの権利条例」が必要という声が上がっているのに、なぜ鈴鹿市では、「子どもの権利条例」が制定できないのか。
- ・鈴鹿市においては、次期計画において子どもの権利を推進していく考えになっている。
- ・「子どもの権利条例」を策定していく環境は整っている。

(途切れのない子ども・子育て支援について)

- ・次期計画のサブコメが2/5締切であったが、計画案を見ても0歳～18歳の子どもを対象にしているとは思えない。子どもの貧困対策についても明記はされているが、15歳からの支援に関しては明記されているとは考えられず、本当に途切れのない子ども・子育て支援と言えるのか。
- ・鈴鹿市の子ども政策は、義務教育修了までの15歳までで、15歳でバイバイと言った感じの政策である。

(子どもの居場所について)

- ・子育て真っ最中の母親ですが、0歳～3歳までの居場所「つどいの広場」はあるが、3歳～5歳までの居場所がない。小学生の居場所としての「児童館」もない。3歳～5歳の子どもが身体を動かして遊ぶことができる大型室内施設が鈴鹿市にも必要ではないか。
- ・鈴鹿市にも「児童館」は必要。30年間訴えてきたが実現できていない。途切れのない子ども・子育て支援を目指すならば、学童期の居場所を保障することが重要である。
- ・これから児童館を新しく建てていくことは財政の面からも現実的ではない。現在ある施設を活用しながら、サービスを実施していく知恵が必要となる。
- ・都市整備部と連携を取りながら、空き家対策と併せて考えていけば、子どもの居場所づくりも実現できる。

(子どもの権利条約（第12条：意見表明権）について)

- ・ 亀山市議会が子どもの権利条例制定に向けて動き出しているが、市民からは「子どものわがまま」を助長するのではないかという声もある。そのような誤解された意見が心配。
- ・ 既に制定されている自治体では、そのような誤解がないように周知徹底しているようだ。
- ・ そもそも市民が「子どもの権利条約」を正しく知っているのか、しっかりと学習していくことが課題では。
- ・ 子どもの声を聴くこと。「なぜゲームをするのか？」と聴くと、そこから色々な問題が見えてくることもある。高校生は親には言えないこともある。親に代わる大人の役割が必要。
- ・ 子どもに「あなたには子どもの権利があるよ」と話しをしたことがあるが、子どもたちは自分の思いを主張するようになり、子どもの意見と折り合いをつけるために親が大変になるなど思ったことがある。
- ・ 子どもの声を聴くことは、はっきり言って面倒になる。自分たちは管理された教育を受けてきたから、どう対応すれば良いのかわからない。ただし、子どもの声を聴いていくうちに、子ども自身が主体的に行動できていくようになる。若い子たちの話も勉強になるし、子どもたちの声を聴くことは大切。
- ・ 子どもの立場に立って、子どもの声を聴く人を「子どもアドボケイト」という。名古屋をはじめ全国で養成講座等の取り組みが行われている。

(子育て支援について)

- ・ 子育て支援ではなく、子育て支援ではないか。
- ・ 以前は子育て支援と言っていた。「子どもの権利条約」12条は赤ちゃんにもある。親も子どもも知らない。

(その他)

- ・ 議員だけでもダメ、行政だけでもダメ、市民・議会・行政が知恵を出して取り組んでいく。
- ・ 条例制定が困難であれば、都市宣言として表明していけば良いのではないか。
- ・ 「鈴鹿市まちづくり基本条例」の子どもの権利だけでは足りない。行政は条例を制定することを嫌がる。行政が制定するのか、議会が腹をくくるかが問題。
- ・ 「鈴鹿市まちづくり基本条例」に子どもの権利が明記されていることは先進的である。今後はどのように市民が「子どもの権利」を学習していくのか、市民教育、市民力の向上の視点での実践が重要となる。



*意見交換会当日の資料

【施策の方向性】※平成27年～30年：「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」における政策提言

2020.2.9資料③

◆平成27年度

(特)21世紀の子育てを考える会・鈴鹿

1. 途切れない支援の確立	0歳から18歳まで、一人の子どもの成長を把握する途切れない支援の確立が必要と考える。	平成28～子ども政策部子ども家庭支援課
2. 支援を必要とする家庭への支援のさらなる充実	子どもの貧困が社会問題になる中、鈴鹿市においても支援を必要とする家庭への支援は急務である。	平成27.4：生活困窮者自立支援法
3. 専業主婦への支援のさらなる充実	一時保育も気軽に利用できる環境ではなく、県外からの転入者にとっての子育て不安は大きい。	令和2～西条保育所 *保育所併設型
4. 病後児保育のさらなる充実	仕事と子育てを両立しやすい鈴鹿市にするためには、病児・病後児保育の整備は重要である。	令和2～西条保育所 *保育所併設型
5. 次世代育成支援・ワークライフバランスに関する啓発活動	働きながら子育てをする環境を整えるためには、企業への啓発・広報活動は重要である。	

◆平成28年度

1. 一時預かり保育の充実	「県外から鈴鹿市に転入された方」からのニーズの高い「一時預かり保育」の充実が急務である。	令和2～西条保育所 *保育所併設型
2. 病後児保育のさらなる充実	仕事と子育てを両立しやすい鈴鹿市にするためには、病児・病後児保育の整備は重要である。	令和2～西条保育所 *保育所併設型
3. 放課後児童クラブ（学童保育）のさらなる充実	母親の離職問題といった「小1の壁」問題が鈴鹿市でも深刻になりつつある。	*市内に設置：研修実施
4. 次世代育成支援・ワークライフバランスに関する啓発活動	働きながら子育てをする環境を整えるためには、企業への啓発・広報活動は重要である。	
5. 支援を必要とする家庭への支援のさらなる充実	鈴鹿市においても支援を必要とする家庭への支援は急務である。	平成27.8～ひとり親学習支援まなびの

◆平成29年度

1. 一時預かり保育の充実	「ニーズの高い「一時預かり保育」の充実が急務である。	令和2～西条保育所
2. 病後児保育のさらなる充実	仕事と子育てを両立しやすい鈴鹿市にするためには、病児・病後児保育の整備は重要である。	令和2～西条保育所 *保育所併設型
3. 放課後児童クラブ（学童保育）のさらなる充実	共働きの世帯が増加し、放課後児童クラブのニーズは高まっている。	*市内に設置：研修実施
4. 次世代育成支援・ワークライフバランスに関する啓発活動	働きながら子育てをする環境を整えるためには、企業への啓発・広報活動は重要である。	
5. 発達障害への理解と支援の充実	発達障害に関する知識、理解への啓発活動や支援プログラムは確立されておらず、支援者への研修が急務である。	平成16.12：発達障害者支援法 ^{制定} (改正：H28.8)

◆平成30年度

1. 途切れない子ども・子育て支援	途切れない子ども・子育て支援の実現が急務である。	
2. 発達障害児への理解と支援の充実	発達障害児への理解と支援の充実が急務である	令和元～スクエア・
3. 放課後児童クラブ（学童保育）のさらなる充実	共働きの世帯が増加し、放課後児童クラブのニーズは高まっている。	*市内に設置：研修実施
4. 次世代育成支援・ワークライフバランスに関する啓発活動	働きながら子育てをする環境を整えるためには、企業への啓発・広報活動は重要である。	
5. 支援を必要とする家庭への支援策のさらなる充実	支援を必要とする家庭への支援策のさらなる充実が必要である。	平成27.8～ひとり親学習支援まなびの
6. 児童虐待防止及び『子どもの権利』に関する啓発活動	発達障害に関する知識、理解への啓発活動や支援プログラムは確立されておらず、支援者への研修が急務である。	平成29年、令和元年法改正 ※別紙①

IV. まとめ

平成27年度から5カ年計画でスタートした「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」を実効性あるものとするため、市民の視点に立って進捗状況を評価し、改善に向けた内容をまとめることが必要とされる。

平成22年度から平成26年度までの5年間の次世代育成支援行動計画の調査に引き続き、最終年度の第5段階として、研修会の開催及び行政による事務事業評価に対する評価を実施し、また、これらの結果を基に意見交換会を行った。その結果を次のとおりまとめた。

1. 研修会の開催

- (1) これまでの施策の方向性にて、途切れのない子ども・子育て支援や発達障害児への理解と支援の充実と政策提言してきたが、市民の立場から研修会を開催することも重要であると考え、元宮川医療少年院長、三重県教育委員会特別支援教育発達障がい支援員スーパーバイザー、四日市市教育委員会スーパーバイザーである小栗正幸氏を講師に迎え研修会を開催した。
- (2) 参加者は、支援者、教職員及び保護者と多岐にわたったが、参加者からは「大変勉強になった」「このような機会を引き続き作ってほしい」といった声も多数あり、市民力の向上、支援者の資質向上のための研修会は必要であると痛感した。
- (3) 鈴鹿市には、三重県教育委員会や四日市市教育委員会のようなスーパーバイザーがいないことが課題である。教育委員会に限らず「子ども若者スーパーバイザー」を設置することが喫緊の課題と考える。

2. 平成30年度（2018年度）行政評価に関する調査

- (1) 平成30年度の事務事業のうち24事業についての調査を実施した。ヒアリングを実施した担当課は、子ども・子育て支援に関する事業に関して所管課としてしっかりと取り組まれているが、実行計画マネジメントシートに記載のあった、事業の目的や予算・決算の金額の相違、実施結果における職員数等、担当課の解釈によって基準が曖昧であった。
- (2) 鈴鹿市の各課で担当されている事務事業には、事業名を「〇〇〇事業費」として「費」をつけているものが多くある。これらの事業内容は、民間に業務を委託するもの、補助員、支援員、介助員等の人達を採用して業務を実施してもらうもので、担当課としては、経費を支給する事業であると解釈されているようなところを感じられる。「費」の付いたマネジメントシートを見ると、お金のことしか記載されていない。担当課には委託した業務の実施結果の良し悪しを判断する責任があり、説明責任の観点からも次期計画からは「費」を付けない事業名に変更されることが望まれる。
- (3) 現行のマネジメントシートの**P実行計画書欄**は、事業概要、事業説明と予算額を記載することになっており、計画書として必要とされる目的、目標を記載する様式になっていないため、ほとんどのシートは肝心の目的、目標が目記されたておらず、目的が読み取れない。次年度からはこの実行計画書欄に事業の目的、目標も記載されるように改善が望まれる。

- (4) 計画された最終予算額に対して、決算額が大幅に異なってもシート上にコメントを記載された部署が見当たらない。実行計画マネジメントシートを市民に公表する以上、決算額が大幅に増加したり或いはマイナスになったりした場合は理由をシート上で明確にされることが必要である。
- (5) 当団体が行政評価を受託して10年目となるが、昨年度の指摘と同様に、鈴鹿市単独で実施している事業が多く、市の財政を圧迫しているように思える。国・県からの補助金が得られていない事業に対しては、得られるように働きかけていくことが必要であり、国の補助金メニューがあれば申請することが重要である。行政職員の意識改革が急務である。

3. 意見交換会

- (1) 2019年は、「子どもの権利条約」が国連で採択されて30周年、日本が「子どもの権利条約」を批准して25周年という節目の年であり、全国各地で「子どもの権利条約キャンペーン」を展開していることから、「子どもの権利条約」の必要性について多くの意見があった。鈴鹿市においては、鈴鹿市議会地域福祉委員会からも市長に向けて「子どもの権利条約制定を念頭に」とした提言があり、市議会や市民、行政といった多様な立場で「子どもの権利条約」について考える機会が必要である。
- (2) 0歳から18歳まで途切れのない子育て支援（次世代育成支援）が重要であると参加者からの意見があった。特に、子どもの居場所については、3歳～5歳のための大型室内施設、小学生のための児童館、中高生の居場所づくりが必要である。
- (3) 不登校児が増加する中、当事者（不登校児）の声を聴いて、「教育機会確保法」に掲げる多様な学び場を鈴鹿市にもつくり、学習の機会を保障していくことが急務である。



～地域で支える鈴鹿の子育て～

V. 施策の方向性

今回の調査結果と意見交換会等から、特定非営利活動法人21世紀の子育てを考える会、鈴鹿では、次世代育成支援、子ども・子育て支援について、具体的な事業に関連した6つの提言をし、施策についてその方向性を示すこととした。

1. 子どもの権利条例の制定

子どもの権利条例の制定が鈴鹿市においても必要である。

2019年11月20日に「子どもの権利条約」が国連で採択され30周年を迎えた。また、2019年6月には児童福祉法が改正され、「子どもの権利条約（第12条）」子どもの意見表明権を保障する仕組みについて検討を進めることとなった。さらに、児童虐待が社会問題となる中、地域社会全体で児童虐待防止について意識を高めることが急務である。子どもの権利条例の制定に向けて、子どもたちの「生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利」を子どもと大人が学ぶこと、市民と行政が協働して策定していくことが鈴鹿市に必要である。

2. 子どもの居場所のさらなる充実

0歳～18歳までの子どもたちの居場所のさらなる充実が急務である。

子育て支援センター・つどいの広場といった未就園児に対する居場所は充実しているが、3歳～5歳までの未就学児の居場所及び小学生の居場所としての「児童館」等の整備は不十分である。また、共働きの世帯が増加し、放課後児童クラブのニーズは高まっているが、地域によっては「待機児童」となるケースもある。さらに、中高生の居場所づくり（例：高校生カフェ等）の整備も検討していかなければならない。「新・放課後子ども総合プラン」等を参考とし、鈴鹿市全体で、すべての子どもたちの居場所づくりを、どのように展開していくのかといった新しい政策が必要である。

<改善点>

- ➡鈴鹿市におけるすべての子どもたちの居場所づくりの視点での事業計画の見直し。
- ➡子育て支援者への研修及び雇用環境の改善。

3. 次世代育成支援・ワークライフバランスに関する啓発活動

次世代育成支援・ワークライフバランスに関する広報活動や講演・研修等、啓発活動を提案する。

次世代育成支援・ワークライフバランスを社会全体の取り組みとするためには、さまざまな主体が連携し協働しなければ実現は不可能である。特に、働きながら子育てをする環境を整えるためには、企業への啓発・広報活動は重要である。また、中高生に向けたキャリア教育としての取り組みも急務である。

<改善点>

- ➡企業向けの講演会を、商工会議所等の外部組織と協働して開催。
- ➡中高生に向けたキャリア教育の推進。

4. 発達障害児への理解と支援の充実

発達障害児への理解と支援の充実が急務である。

発達障害者支援法が、平成16年12月に制定されているが、発達障害に関する知識、理解への啓発活動や支援プログラムは、鈴鹿市では確立されておらず、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害等の発達障害を持つ当事者・保護者には必要な支援が届いていないのが現状である。鈴鹿市では、5歳児健診を始めたが、学習障害のうち識字障害（ディスレクシア）等は就学後に発見されることが多い。発達障害といっても、さまざまな特性があり、支援者への研修が急務である。

<改善点>

- ➡第一療育センター及び第二療育センターの児童発達支援センターとしての機能の強化
- ➡教職員および子育て支援者向けの研修会を開催
- ➡特別支援教育支援員（学習支援員）の充実
- ➡鈴鹿市における発達障害の支援内容についてパンフレットを作成

5. 支援を必要とする家庭への支援策のさらなる充実

支援を必要とする家庭への支援策のさらなる充実が必要である。

日本で悲しい児童虐待事案が起こる中、子育てに悩み、支援を必要とする家庭への支援策のさらなる充実が急務である。平成27年4月からは生活困窮者自立支援制度もスタートしている。鈴鹿市においても支援を必要とする家庭への支援は急務であり、子ども家庭支援課が所管課となって対応しているが、今後のさらなる支援の充実のために、庁内で連携をとって情報共有し課題解決に向かっていくことが重要である。また、「新しい社会的養育ビジョン」において、社会的養育を必要とする子どもたちへの支援を地域社会全体で支えていく機運の醸成が重要である。

<改善点>

- ➡「新しい社会的養育ビジョン」（里親制度等）の啓発活動のさらなる充実
- ➡鈴鹿里山学院に併設された「児童家庭支援センターみだ」との連携

6. 途切れない子ども・子育て支援

途切れない子ども・子育て支援の実現が急務である。

0歳から18歳まで、一人の子どもの成長を把握する途切れない支援の仕組みづくりと体制の確立。国連で採択された『SDG's（持続可能な開発目標）』と併せて、子ども政策部が中心となり全庁的な推進体制の取り組みが必要である。



「誰一人取り残さない」

VI. 検証

鈴鹿市においては「鈴鹿市次世代育成支援行動計画（前期計画）」が平成17年度から5か年計画でスタートし、「鈴鹿市次世代育成支援行動計画（後期計画）」が平成22年度から5か年計画でスタートした。

特定非営利活動法人 21世紀の子育てを考える会 鈴鹿は、平成22年度から「鈴鹿市次世代育成支援行動計画（後期計画）進行管理及び評価業務委託事業」として行動計画（後期計画）が市民のニーズに合致しているか等、市民の立場から進捗状況を評価するための事業を受託し、施策の方向性を示してきた。

さらに、平成27年度から5か年計画でスタートした「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」の進行管理及び評価業務委託事業を受託し、市民のニーズに合致しているか等、市民の立場から進捗状況を評価するための事業を受託し、施策の方向性を示してきた。

平成22年度から令和元年度までの10年間に亘り、鈴鹿市における「次世代育成支援」「子ども・子育て支援」を調査研究してきた。本章では、平成22年度から令和元年度までの10年間を通しての事業を検証する。

<委託事業について>

本事業は、鈴鹿市が民間の発想を活かしながら、客観的な第三者的見地からの進行管理及び評価として、特定非営利活動法人21世紀の子育てを考える会 鈴鹿への委託方式を採用した。これは、鈴鹿市の「第5次鈴鹿市総合計画」に掲げる「市民との協働」を推進するための新たな試みとしての委託事業であったと考える。

特定非営利活動法人21世紀の子育てを考える会 鈴鹿では、この新たな試みである本事業に関して、子育て中の保護者という立場から当事者意識を持ち、また、アンケート調査や子育てサロン等で多くの子育て中の保護者の声を聴きニーズを集めることで、「鈴鹿市次世代育成支援計画（後期計画）」「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」の進行管理及び評価を10年間に亘り行ってきた。さらに、子育て支援者向けの研修会や意見交換会の開催等で支援者の意見も聴き、子育て支援者からの意見も評価内容に取り入れた。

本事業は、民間＝市民の活力を発揮するという「市民力の向上」の観点からも、費用対効果の観点からも、鈴鹿市において大変意義のある事業であったと考えるが、鈴鹿市における行政評価「鈴鹿市事務事業評価シート」「鈴鹿市実行計画マネジメントシート」でも、本事業への評価が十分にされていない点が誠に残念であった。「鈴鹿市総合計画2023」で掲げる「市民力の向上」「市民との協働」に対する行政内部の意識、政策、制度、仕組みが不十分なことが懸念される。

*鈴鹿市行政評価（実行計画マネジメントシート No052106）

実行計画マネジメントシート
No.052106 実施事業名

実施年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	合計
事業内容	「子ども・子育て支援事業計画」の進行管理及び評価					
事業目的	「子ども・子育て支援事業計画」の進行管理及び評価を通じて、市民のニーズに合致しているか等、市民の立場から進捗状況を評価し、施策の方向性を示すこと。					
事業内容	1. 子育て支援者向けアンケート調査の実施 2. 子育て支援者向け意見交換会の開催 3. 子育て支援者向け研修会の開催					
事業費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
事業効果	子育て支援者からのニーズの把握、施策の方向性の示し					

実行計画マネジメントシート
No.052106 実施事業名

実施年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	合計
事業内容	「子ども・子育て支援事業計画」の進行管理及び評価					
事業目的	「子ども・子育て支援事業計画」の進行管理及び評価を通じて、市民のニーズに合致しているか等、市民の立場から進捗状況を評価し、施策の方向性を示すこと。					
事業内容	1. 子育て支援者向けアンケート調査の実施 2. 子育て支援者向け意見交換会の開催 3. 子育て支援者向け研修会の開催					
事業費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
事業効果	子育て支援者からのニーズの把握、施策の方向性の示し					

実施年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	合計
事業内容	「子ども・子育て支援事業計画」の進行管理及び評価					
事業目的	「子ども・子育て支援事業計画」の進行管理及び評価を通じて、市民のニーズに合致しているか等、市民の立場から進捗状況を評価し、施策の方向性を示すこと。					
事業内容	1. 子育て支援者向けアンケート調査の実施 2. 子育て支援者向け意見交換会の開催 3. 子育て支援者向け研修会の開催					
事業費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
事業効果	子育て支援者からのニーズの把握、施策の方向性の示し					

<これまでの事業内容について>

市民のニーズを把握するため、アンケート調査を実施するとともに、行政評価や意見交換会等、以下のとおりさまざまな事業を行ってきた。(平成27年度～令和元年度)

- ・平成27年度・・・アンケート調査381名・意見交換会・平成26年度行政評価に関する調査
- ・平成28年度・・・アンケート調査334名・意見交換会・平成27年度行政評価に関する調査
- ・平成29年度・・・アンケート調査387名・意見交換会・平成28年度行政評価に関する調査
- ・平成30年度・・・アンケート調査357名・意見交換会・平成29年度行政評価に関する調査
- ・令和元年度・・・研修会・意見交換会・平成30年度行政評価に関する調査・

<市民のニーズについて>

市民のニーズについては、専業主婦家庭のニーズ・共働き家庭のニーズ・一人親家庭のニーズと家族の形態によってさまざまなニーズはあるが、子どもへの支援を優先的に、なおかつ『子どもの最善の利益』を考慮し、手厚く行ってほしいという願いは一致している。

また、発達障害児への支援、不登校児への支援、貧困家庭の子どもへの支援等、支援が必要な子ども、そして、家庭への支援については、更に優先的かつスピード感を持って行っていただきたい。

<行政力の向上について>

当団体では10年に亘り行政評価を行い、所管課とのヒアリングを実施してきたが、行政のタテ割りについて、痛感することが多々あった。所管課として担当業務に集中することは理解できるが、「鈴鹿市総合計画2023」をしっかりと把握し、担当する業務が「鈴鹿市総合計画2023」においてどのような位置にあるのかといった、タテ・ヨコの関係性、俯瞰する力、コーディネート力、マネジメント力が行政職員には求められ、「鈴鹿市総合計画2023」に掲げる自治体経営の柱、行政力の向上に繋がると考える。

第6章

市民力、行政力の向上のために



◆第6章体系図

めざすべき都市の状態	施策	単位施策	
23 誰もが互いの違いを認め合い、個性と能力を発揮していること	231 平等で平和な社会の実現	2311 人権・平和に関する啓発	
		2312 人権啓発・福祉・交流の総合的な取組の推進	
	232 男女共同参画社会の実現	2321 男女共同参画の意識の向上	
24 市民が主役のまちづくりが行われていること	241 協働のまちづくりの推進	2322 あらゆる分野における男女共同参画の推進	
		242 住民主体の地域づくりの推進	
	242 住民主体の地域づくりの推進	2421 地域づくり支援の推進	
25 行政が、経営資源を効率的、効果的に配分し、成果重視の行政運営を行っていること	233 多文化共生社会の実現	2422 公民館事業の充実と適切な管理運営	
		2331 多文化共生の推進	
	251 職員力と組織力の強化	252 行政経営力の更なる強化	2332 国際交流の展開による国際理解の促進
			2511 市民の視点に立って前向きにチャレンジできる職員の育成
			2512 機動的な組織体制の構築
	252 行政経営力の更なる強化	253 財源の確保と計画的な財政運営	2521 総合的な行政経営システムの構築
			2522 効率的、効果的な行政サービスの提供
			2523 戦略的な政策の創造と推進
	253 財源の確保と計画的な財政運営	254 適正な事務執行	2524 情報化の推進による市民サービスの向上と行政事務の効率化
			2525 市民との積極的な情報共有
			2531 計画推進のための財源の確保
			2532 計画的な財政運営と財務情報の開示
254 適正な事務執行	254 適正な事務執行	2541 法令などに基づく適正な事務の推進	
		2542 監査・検査・審査機能の充実	
		2543 適正な資産管理	
		2544 働きやすい職場環境の充実	

VII. 次期計画に向けて

<次期計画（2020年～2024年）に期待すべきこと>

「途切れのない子ども・子育て支援の実現」（次世代育成支援0歳～18歳までの子ども・子育て支援）

鈴鹿総合計画 2023

*「鈴鹿市総合計画 2023」成果指標の実績値測定結果より

◆子育てについて相談できる場所や機会を知っている市民の割合

2018年度・・・知っている割合 44.5%



2023年度目標値・・・・・・・・75.0%

(※達成できるのか)

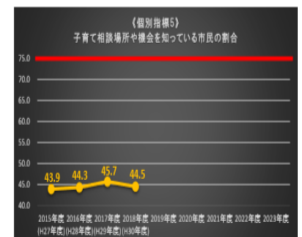
(課題)

- ・相談施設の不足
- ・広報不足 等

※資料（P28～参考となる自治体参照）

➤ めざすべき都市の状態に対する成果指標(個別指標) 実績値測定結果【H27-H30年度】経年比較

担当部局	子ども政策部									
めざすべき都市の状態	みんなが支え合い、安心して子育てしていること									
個別指標番号	3									
目標値(2023年度)	75.0%									
項目	現状値	前期基本計画期間				後期基本計画期間				
子育てについて相談ができる場所や機会を知っている市民の割合		2016年度 (H27年度)	2017年度 (H28年度)	2018年度 (H29年度)	2019年度 (H30年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
知っている	43.9	44.3	45.7	44.5						
知らない	54.8	53.1	51.8	52.6						
無回答	1.3	2.6	2.6	2.9						
合計	100	100	100	100						



※第二期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画（子ども政策課）



- ・鈴鹿市立幼稚園再編整備計画（子ども政策課）
- ・放課後子ども総合プランに基づく鈴鹿市行動計画（子ども政策課）
- ・第4次子どもの健全育成推進基本計画（子ども家庭支援課）
- ・鈴鹿市教育振興基本計画（教育指導課）
- ・鈴鹿市人権教育基本方針（教育支援課）
- ・鈴鹿市いじめ防止基本方針（教育支援課）等

(関連する法律)

- 児童福祉法
- 次世代育成支援対策推進法
- 子ども・子育て支援法
- 児童虐待の防止等に関する法律
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律
- 障害者自立支援法（障害児強化ビジョン）
- 発達障害者支援法 等

鈴鹿市では、平成17年度より鈴鹿市次世代育成支援行動計画の策定等、次世代育成、子ども・子育てに関する計画等を実施し、子育て支援の充実に取り組んできた。また、平成28年度からは子ども政策部を設置し、子ども・子育て支援を横断的に実施していく組織体制を取ってきた。しかし、「途切れのない子ども・子育て支援」は十分とは言えない。上記に掲載した成果指標「子育てについて相談できる場所や機会を知っている市民の割合」の実績値が2015年から上がっていないことから、今後は更に「福祉と教育」の連携強化、「行政と市民」といった庁内を含む関係各所、家庭、地域、学校、企業等、多様な主体との協働が、成果指標達成のために必要となる。

子ども政策部子ども政策課が中心となって、『子どもの権利条約』における四つの権利を守り、また、国連が定めた『SDG's（持続可能な開発目標）』と併せて、「0歳～18歳までの途切れのない子ども・子育て支援」が「第二期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」にて実現されることに期待する。

Ⅷ. 資料

※鈴鹿市が「途切れない子ども・子育て支援」を目指すために参考となる自治体

◆名古屋市子ども・若者総合相談センター

※子育てに関する相談窓口の一元化

まずはお電話ください。
 専門の相談員がどんな悩みもじっくりお聞きし、一緒に解決方法を探します。
 一人で悩まずに、まずはご相談ください。

☎052-961-2544
 ✉ kku@cowaka.net
<http://cowaka.net/>

センター案内

営業日・時間 月曜～金曜 午前9時～午後5時
 休曜日 日曜・祝日、年末年始
 〒461-0011 名古屋市東区東山1-1-6 名古屋市教育館5階
 地下鉄岩倉線・岩倉駅 久保天宮駅
 徒歩10分 東へ徒歩7分
 8階（専用エレベーター、専用エレベーター専用階段）
 TEL: 052-961-2544(相談室) / 184-052-001-2544

センターは「一般社団法人名古屋子ども支援センター」が
 名古屋市教育館5階を拠点に活動しています。
 「つながりネットワーク」が子どもと家族の相談を受け付けています。

センター案内

名古屋市東区東山1-1-6 名古屋市教育館5階
 地下鉄岩倉線・岩倉駅 久保天宮駅
 徒歩10分 東へ徒歩7分
 8階（専用エレベーター、専用エレベーター専用階段）
 TEL: 052-961-2544(相談室) / 184-052-001-2544

子どもが心配
 ひきこもっている
 学校に行きたくない
 友達と仲良くできない
 将来が不安
 親戚や先生に相談したい
 自分自身で悩んでいる
 学校に行きたくない
 友達と仲良くできない
 将来が不安
 親戚や先生に相談したい
 自分自身で悩んでいる

名古屋市
**子ども・若者
 総合相談センター**

今すぐ悩んだり学校に戻ったりするのを
 コールしなくてもいいのです。
 まずは一つの悩みを相談していきましょう。
 あなたのペースや次のステップに合わせよう、
 一緒に考えます。
 雨の足を抜いて、
 ちゅんちゅんになり来て下さい。

子どもと
 コミュニケーションが
 とれない

子どもが心配
 ひきこもっている

友達と仲良く
 できない

将来が不安
 親戚や先生に
 相談したい

自分自身で悩
 んでいる

学校に行きたく
 ない

子どもが心配
 ひきこもっている

友達と仲良く
 できない

将来が不安
 親戚や先生に
 相談したい

自分自身で悩
 んでいる

学校に行きたく
 ない

◆福岡市子ども総合相談センター（えがお館）

※子育てに関する相談窓口の一元化

相談したい 知りたい | えがお館とは | えがお館 | あなたの保護日 | Foreign language

苦しいな困ったな
 そんなときこそ
 電話してくださいね

お昼でも真夜中でも
 相談でんわ 092-833-3000 福岡市・24時間対応（年末年始除く）

<p>学校のこと ひきこもり 不登校や</p> <p>私たちの取り組み よくあるご相談</p>	<p>子育て全般 心や身体</p> <p>子育て情報 よくあるご相談</p>	<p>児童虐待 のこと</p> <p>児童虐待を もっと知る よくあるご相談</p>	<p>里親のこと</p> <p>里親について もっと知る よくあるご相談</p>
---	--	--	--

その節のよくあるご相談

20才までのあなたへ、その悩み、一緒に考えよう。

福岡市 **こども相談**

【相談でんわ】 092-833-3000
 【女の子専用】 092-833-3001 (9時～17時)

学校のこと | 里親のこと | 気持ち・子育てのこと | その他のこと

最新情報 えがお館からのお知らせ

虫歯を待っている
子どもたちがいます

虐待かな...?
 あなたの通報が子どもを救います

松阪市 子ども発達総合支援センター そだちの丘

お子さんに関する不安や悩みを何でもご相談ください!

こんなところが気になっていたら気軽に相談ください。

- ことばの発達が遅い
- ことばのやりとりが難しい
- 歩き始めが遅い
- 手先が不器用である
- 好いたり、正ったりする動きがぎこちない
- 集団行動がとりにくい
- 人とのやりとりのが難しい
- 友だちとうまく遊べない
- 名前を呼んでも反応しない
- 想像が合にくい
- 集団行動が苦手
- 新しい環境を極度に嫌がる
- こたわりが強い
- 気持ちや行動の切り替えが難しい
- カットとらやぶく、激しいかんしゃくを起こす
- 苦手な音や感触がある など

センターでは…

- お子さんの行動や気持ちが変わらなくなったり、子育てへの不安や悩みがあるときには、保護者同士の情報交換ができる場として子育て支援の機会があります。
- お子さんの一人ひとりの状態に合わせて基本的な生活習慣である食事・排泄・着替えなどの基礎づくりをします。
- 困っていることや悩んでいることがあれば、職員にお話をください。一緒に考えていきましょう。必要に応じて、専門の担当者にご相談できるようにつなげます。
- 小集団で身近な人や友だちとかわわることで社会性を育て、大集団(保育園・幼稚園・学校)へ適応しやすいように取り組めます。

交通のご案内

センターの利用について ● 開 館 日：月曜日～金曜日(祝祭日を除く) ● 利用時間：8:30～17:15
 お子さんの相談について、費用はかかりません。お気軽に、まずは電話でご連絡を。

松阪市子ども発達総合支援センター そだちの丘
 515-0043 三重県松阪市下村町875-1 FAX.0596-30-4433
 育ちサポート係 TEL.0598-30-4410 療育支援係 TEL.0598-30-4411
松阪市ホームページ http://www.city.matsuyama.mie.jp 松阪市子ども発達総合支援センターそだちの丘 検索

ご案内

発達支援相談「あゆみ」

「なかなかしゃべれない、歩きださない」「保育園での生活で困っているみたい」「コミュニケーションがとれない」など、お子さんの発達の心配や悩みごとの相談をお受けし、相談支援専門員や保健師などが適切な対応方法や専門機関などを紹介します。

発達支援相談は、保健、医療、福祉、教育等の各関係機関や地域の事業との連携を図りながら、早期からの途切れのない支援を行います。

子育て支援課、保健センター、地域福祉課、小学校・中学校特別支援学校、児童発達支援センター「あゆみ」、幼稚園・保育園こども園・ふたば園、放課後等デイサービス、指定相談事業所、児童発達支援事業所

✿発達に心配のある子や障がいのある子の相談体制✿

誕生	乳児期	3歳	幼児期	6歳	学齢期	18歳	成人
保健センター【育児や健診のこと】							
発達支援相談「あゆみ」【発達の遅れや障がいのこと】							
半田市指定障がい児相談事業所【サービス利用計画のこと】							障がい者支援
子育て支援課・子育て総合相談【子育てのこと・虐待相談のこと】							
地域福祉課【障がいのこと・手帳・福祉サービスのこと】							

◆新宿区子ども総合センター

子ども総合センター

〒160-0022 新宿区新宿 7-3-29 FAX: 03-3232-0666
 ■総合相談: 電話: 03-3232-0675(相談専用)
 03-3232-0674(関係機関用)
 月～土曜日 午前8時30分～午後7時
 日曜・祝日 午前8時30分～午後5時(電話相談のみ)
 ■児童発達支援・放課後等デイサービス 電話: 03-3232-0679
 月～金曜日 午前9時～午後6時
 土曜日 午前9時～午後5時
 ■ひろば・児童コーナー 電話: 03-3232-0695
 月～金曜日 午前9時30分～午後6時
 中学生以上は午後7時まで
 (学校休業日は午前9時～午後6時
 中学生以上は午後7時まで)
 土・日・祝日 午前9時～午後6時

信濃町子ども家庭支援センター

〒160-0016 新宿区信濃町 20 FAX: 03-3357-6852
 電話: 03-3357-6851 相談専用: 03-3357-6855

榎町子ども家庭支援センター

〒162-0806 新宿区榎町 36 FAX: 03-3269-7305
 電話: 03-3269-7304 相談専用: 03-3269-7345

中落合子ども家庭支援センター

〒161-0032 新宿区中落合 2-7-24 FAX: 03-3952-7164
 電話: 03-3952-7751 相談専用: 03-3952-7752

北新宿子ども家庭支援センター

〒169-0074 新宿区北新宿 3-20-2 FAX: 03-3365-1122
 電話: 03-3365-1121 相談専用: 03-3362-4152

信濃町、榎町、中落合、北新宿の各子ども家庭支援センター利用日、利用時間は下記のとおりです。

- 相談: 平日 午前8時30分～午後5時
 土曜日 午前9時30分～午後6時
 (来所相談のみ)
 日曜・祝日 休業
- ひろば・児童コーナー
 平日 午前9時30分～午後6時(学校休業日の
 平日は午前9時から)(中学生以上は午後7時まで)
 土・日・祝日 午前9時30分～午後6時

※土曜日の電話相談は子ども総合センターで受け付けます。
 どのセンターも 12月29日～1月3日は休館です。

新宿区立
子ども総合センター

新宿区立
[信濃町・榎町・
中落合・北新宿]
子ども家庭
支援センター

子育てのことなら
何でもご相談ください

通所による
発達支援



子どもの発達相談
サービス利用相談

ご家庭への
訪問相談

乳幼児親子が遊べる
「親子のひろば」で
仲間づくり



「児童コーナー」は
子どもたちが楽しく
安全に遊べます



H29.1 作成

子ども総合センター
子ども家庭支援センター

共通の
事業

子どもと家庭の総合相談

- 子育ての悩み、困っていること、わからないことがある…
- スタッフが一緒に考え、アドバイスします。必要に応じて他機関の情報提供等を行います。
- 保護者の入院など、急に養育ができない…
- 子どもショートステイ・一時保育などの相談や申込みを受け付けます。
- 子どもの虐待防止に向けて…
- 「子どもに手をあげてしまおう。」
「近隣の親子の様子心配だ」等と思ったら、ご相談ください。(通告者の秘密は守ります。)
- 子育て訪問相談(子ども総合センターで実施)
- 経験豊富な保育士が訪問し、子育て相談をお受けします。遊びの紹介、食事の進め方、その他子育てに関する情報提供等を行います。

親子のひろば

- 乳幼児と保護者の方がご利用いただけます。
- 居場所づくり
いつでも自由に来館して、一日中遊べます。
- 仲間づくり
乳幼児を持つお母さんお父さんの交流や、仲間づくりをかねた行事、子育て支援講座などを開催しています。

児童コーナー

- 安心してすごせる「子どもの居場所」です。
- 子どもたちが自由に楽しめる遊びの場を提供しています。
- 子ども総合センター、信濃町・榎町・中落合子ども家庭支援センターには、中高生のための専用室があります。また、子ども総合センター、信濃町・榎町子ども家庭支援センターにはバンド練習などができるスタジオがあります。

子どもの預かりサービスなど

子ども
ショート
ステイ

一時的に宿泊が必要な時お預かりします。
 場所・対象: 二葉乳児院…就学前
 協力家庭…小学6年生まで
 利用限度: 1回7泊以内
 利用料: 1日3000円(減免あり)
 申込先: 子ども総合センター

トワイ
ライト
ステイ

夜間にお子さんを養育できない時お預かりします。
 場所: 協力家庭
 対象: 生後6か月から小学校6年生までの児童
 利用時間: 17:00～22:00
 利用限度: 年12回まで
 利用には要件があります。
 利用料: 1回2,000円(減免あり)
 申込先: 子ども総合センター

育児支援
家庭訪問

出産後の育児・家事を援助します。
 場所: 各家庭にヘルパーを派遣
 対象: 生後1年未満
 利用限度: 1日3時間又は4時間
 10日まで30時間を限度
 利用料: 1時間1000円(減免あり)
 申込先: 子ども総合センター

障害幼児
一時保育

一時的に保育が必要な時お預かりします。
 場所: 子ども総合センター
 対象: 3歳以上就学前の障害児、
 発達に遅れのある子ども
 利用時間: 月～土曜日 9:00～17:00
 利用限度: 1ヶ月に3日まで
 事前に登録が必要
 利用料: 1回1000円(減免あり)
 申込先: 子ども総合センター

子ども総合センター

- ◎都営大江戸線・東京メトロ副都心線 東新宿駅から徒歩7分
- ◎都営大江戸線・若松河田駅から徒歩10分
- ◎都営バス 新宿ここから広場前停留所徒歩1分
 宿74 新宿駅西口～東京女子医大(国立国際医療研究センター経由)
 橋63 小滝橋車庫～新橋駅(大久保駅前・新大久保駅前経由)
 版62 小滝橋車庫～都営飯田橋駅(大久保駅前・新大久保駅前経由)



一時的に保育が必要な時お預かりします。
 場所: 子ども総合センター、榎町子ども
 家庭支援センター、中落合子ども家
 庭支援センター

対象: 生後6か月から就学前の子ども
 利用時間: 月～金曜日 9:00～17:00
 利用限度: 1日4時間まで
 事前に登録が必要
 利用料: 最初の1時間950円
 以後30分ごとに350円
 申込先: 子ども総合センター
 榎町子ども家庭支援センター
 中落合子ども家庭支援センター

どんなことでもご相談ください。



子ども総合センター
発達支援コーナー

専用電話 03-3232-0679

愛称
「あいあい」

発達相談・サービス利用相談

子ども総合センターには、発達支援コーナー(愛称「あいあい」)があり、子どもの発達や関連サービスの利用等について専門スタッフが相談を受けています。必要に応じて発達検査の実施、支援利用計画の作成、通所支援のご案内、関係機関の情報提供等を行います。

児童発達支援・放課後等デイサービス

グループ活動や個別活動を通して、言語・理解の促進、運動機能および日常生活動作の発達を支援します。
 ■利用料 法定の利用料金をいただきます。

保育所等訪問支援

保育園・幼稚園・子ども園を利用する配慮を必要とするお子さんが、楽しい集団生活をおくれるように、訪問支援員が保育所等を訪問し、専門的な支援を行います。
 ■利用料 法定の利用料金をいただきます。

在宅児等訪問支援

お子さんやご家庭の事情等で、通所ができない乳幼児が対象です。ご家庭へ訪問し、遊びや生活の指導、情報提供等を行います。 ■利用料 無料

ペアレントメンター「あいあい」Room

発達に心配のあるお子さんについて保護者の方の日頃心配事や悩みなどを、ペアレントメンター(先輩保護者)とお話するグループトークです。 ■利用料 無料

名古屋市子どもの権利相談室 **なごもっか**

2020年1月14日 火曜日 11時オープン

一人で悩まないで、相談してください



なごや子ども条例
マスコットキャラクター
なごもっか

みなさんには「子どもの権利」があるって知っていますか？
名古屋市は、子どもにとって大切な権利を守り、子どもたちがいつも笑顔で
くらせるように、2008年に「なごや子ども条例」という約束を作りました。

「なごもっか」は、困っている子どもを助け、権利を守るところです。悩んだり、困ったりしたときは、何でも相談してください。「どうするといいか」を一緒に考えます。
18歳未満（高校在学中の人もふくむ）は相談できます。
★ 秘密は守ります ★ 話をじっくり聴きます



- ・学校に行きたくないなあ
- ・仲間にはいれない
- ・このルール、おかしくない？
- ・話を聴いてくれない
- ・ご飯が食べられない時がある
- ・ゆっくりする時間が欲しい
- ・みんなと違うのはだめなの？
- ・嫌なことを言っちゃった

【相談方法】 電話で 0120-874-994 (子ども専用フリーダイヤル 無料)
FAXで 052-211-8072

会って 手紙で 〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階

栄駅からオアシス21
を通して3分ほどです

*子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

大人用電話番号 052-211-8640

【相談受付時間】 月・火・金 11:00~18:30 木 11:00~19:30 土 11:00~16:30
(祝日、年末年始を除きます)

子どもの権利擁護委員から

子どもの権利擁護委員は、名古屋市子どもの権利擁護委員条例に基づき、家庭・地域・学校等での子どもの権利を守るために、多様な分野の専門家から構成されています。現在、弁護士2名と研究者3名（児童福祉・心理学・教育学）の5名です。電話・面談相談を行う調査相談員の方々と連携をとりつつ、子どもの立場に立って権利侵害の早期発見・解決・予防等に取り組めるよう独立性が確保されています。子どもが生きやすい社会はすべての人が生きやすい社会。その実現に向けて、力を合わせて取り組んでいきたいと思っております。

「子どもの権利」とは？

すべての子どもは生まれながらに「権利」があります。日本も批准している国連「子どもの権利条約」では、大きく分けて1.生きる権利、2.育つ権利、3.守られる権利、4.参加する権利を定めています。子どもはどんなに小さくとも自分の気持ちがあり、それが尊重されることで自分の人生を切り拓いていくことができます。子ども一人ひとりに合わせた「最善の利益」が考慮され、子どもの権利を保障するのは、社会そして大人の役割です。

平成20年
4月
できたよ!
なごや子ども条例

子どもは、一人一人がかけがえのない存在です。すべての子どもが、大切にされ、自分の持っている力を伸ばしながら、いきいきと安心して健やかに育ってほしい。そして未来のなご市を担っていくほしいという願いをこめて、この条例(みんなの約束ごと)をつくりました。

名古屋市

【子どもの意見が尊重される仕組みを施行後2年をめぐりに検討】

(子どもアドボケート制度)

2019.6：児童福祉法改正

「政府は、この法律の施行後二年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して確保されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」

→2022年4月実施予定



生きる、育つ、守られる、参加する。
子どもの権利条約

1条 この条約は18歳未満のすべての人を“子ども”とします。

子どもは...

2条 人種・性別・宗教・障害・貧富の差・考え方などによって差別されない権利を持っています。

3条 国や大人から、子どもにとって何が最も良いことなのかを考えてもらう権利を持っています。

4条 国にこの条約を守ってもらう権利を持っています。

5条 親またはその代わりになる人から心や体の成長に合ったサポートを受ける権利を持っています。

6条 生きる権利・育つ権利を持っています。

7条 名前や国籍を持ち、親を知り、親に育てられる権利を持っています。

8条 名前・国籍などをうばわれないように、国により守られる権利を持っています。

9条 親に問題がない限り、親と一緒に暮らす権利を持っています。

10条 他国に住む親や家族に連絡をとれ、会える権利を持っています。

11条 むりやり他国に連れて行かれない、自分の国に戻れる権利を持っています。

12条 自分の意見を自由に表す権利を持っています。

13条 色々な方法で情報や考えを伝える権利を持っています。

14条 考え方や宗教などを自分で選ぶ権利を持っています。

15条 グループを作り、集まる権利を持っています。

16条 知られたくないことを秘密にでき、また信用や評判を傷つけられない権利を持っています。

17条 色々な情報を手に入れることができ、よくない情報からは守られる権利を持っています。

18条 まず親に育てられる権利があります。そのため国は親をサポートします。

19条 親からの暴力やひどい扱いから守られる権利を持っています。

20条 親と一緒に暮らせない場合、国から代わりとなる親や家庭などを用意してもらう権利を持っています。

21条 養子になる場合、国が調べ、認めた新しい親のもとで育てられる権利を持っています。

22条 難民となって他国へのがれた場合、その国で特別な保護やサポートを受ける権利を持っています。

23条 心や体に障害があっても、社会に参加し、十分な生活を送る権利を持っています。

24条 いつでも健康でいるために保健・医療サービスを受ける権利を持っています。

25条 施設に入っている場合、そこでの扱いがよいものかどうか、定期的に調べてもらう権利を持っています。

26条 生活が難しい場合には、国からお金などのサポートを受ける権利を持っています。

27条 心や体を十分に成長させていけるような生活を送る権利を持っています。

28条 みんな同じように教育を受ける権利を持っています。

29条 教育の中で、自分の心や体の持つ力を伸ばしていく権利を持っています。

30条 少数民族や先住民族であっても、自分たちの文化を守り、宗教を信じ、言葉を使う権利を持っています。

31条 休んだり遊んだりすることができ、またスポーツ・文化・芸術活動に参加する権利を持っています。

32条 心や体によくない危険な仕事や教育が受けられないような仕事から守られる権利を持っています。

33条 麻薬や覚せい剤などから守られる権利を持っています。

34条 性的な暴力から守られる権利を持っています。

35条 ゆうかいされず、売り買いされない権利を持っています。

36条 誰からも幸せをうばわれない権利を持っています。

37条 ごもんや死刑など、心や体にひどい扱いを受けない権利を持っています。

38条 自分の国が戦争をしている場合でも、戦争に巻きこまれず、兵士として連れていかれない権利を持っています。

39条 ひどい扱いで傷を負った場合、心と体の健康を取り戻す権利を持っています。

40条 裁判を受ける場合、社会に戻ることをまず考えてもらい、そのためのサポートを受ける権利を持っています。

41条 「子どもの権利条約」よりもっと良い法律や決まりがあれば、それを使う権利を持っています。

42条 「子どもの権利条約」を知る権利を持っています。

- この紙面では、国連「子どもの権利条約」を子どもたちにわかりやすくするために主語を「子ども」に変えています。
- 「子どもの権利条約」は1989年に国連で採択されました。
- 現在、日本も含む、196の国と地域が守ると約束しています。
- この紙面での「国」とは、「子どもの権利条約」を守ると約束した国と地域のことです。
- この条約は全部で54条ありますが、43条から54条は特に、国・国際機関・その他の組織や団体に対する約束ごとなので、ここには掲載していません。



Save the Children

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
www.savechildren.or.jp

2019.07

「途切れのない子ども・子育て支援」とは・・・(7人7色の人生 注：フィクションです)

①Aちゃん	家庭保育 *3歳遊びがない(31条)	4歳公立幼稚園	公立小学校 *児童館がない(31条)	公立中学校 *いじめ(39条)	公立高校	就職
②Bくん	保育園 *熱性けいれん：夜間救急(24条)	学童保育待機 *小1の壁(親支援)	私立中高一貫 *親の離婚(9条)			大学進学or就職 *奨学金(26条)
③Cくん	母親再就職 *一時保育(親支援)	3歳保育所 *病後児保育(親支援)	公立小学校	公立中学校 *中1ギャップ：不登校：発達障害(29条)	通信高校	専門学校
④Dちゃん	シングルマザー *子育ての不安：つどのひろば・親教育：再就職(親支援)	公立保育所	公立小学校	公立中学校 *学習支援(28条)	定時制高校：就職 *学習機会確保(32条)	
⑤Eちゃん (外国籍)		3歳来日 保育所 *日本語教育(3条)	公立小学校 *学習支援(28条)	公立中学校 *学習支援(28条)	就職 *就労支援(32条)	
⑥Fくん		3歳発達障害 児童発達支援 *児童発達支援センター(23条・27条他)	放課後等ディサービス(特別支援学級)		特別支援学校	就労移行支援
⑦Gちゃん	2歳虐待…児童養護施設	里親		児童自立支援施設	少年院	自立援助ホーム
	*生きる権利・守られる権利・育つ権利・参加する権利(6条・5条・12条・19条・20条・40条他) *子どもアドボケート(12条)					



0歳



3歳



6歳



12歳



15歳



18歳

22歳

子ども・若者総合相談センターの設立

『子どもの権利条約』の原則に基づいた、子育ての長期的なゴール



*赤：親支援 *青：子ども支援 *18歳～支援外

※(条)は、『子どもの権利条約』に掲げる権利が保障されていないことを意味します。

参考：「子どもの権利条約」「ポジティブ・ディシプリン」